



# 木曽町環境基本計画ダイジェスト版

大切に受け継いできた豊かな木曽の  
自然と恵みを次代(明日)へつなごう!

## 基本理念

- ・環境の保全は、良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行うものとする。
- ・環境の保全と創造は、人と自然とが共生する循環型社会を基調としたまちづくりを目指して、町及び町民すべての者が環境優先の理念の下、環境への負荷の低減及び環境の保全と創造のために必要な措置を講じるものとする。
- ・地球環境の保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、地域の環境が地球環境に深くかかわることをすべての者が自らの問題として認識し、社会経済活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に推進するものとする。

(木曽町環境基本条例 第3条 [基本理念])

# 計画の基本的事項

## 1 策定の背景と目的

地球温暖化が叫ばれる中、当町では、環境に対する住民の関心の高まりや、環境保全に取り組む団体の連携が進む中で、平成20年6月に「木曾町環境基本条例」を制定しました。

これらを背景とし、木曾町環境基本計画では、良好な環境を維持・創出し、人と自然の共生を柱として、持続可能な循環型社会の形成をめざすことを目的としています。

## 2 計画の基本方針と役割

環境基本条例の趣旨に基づき、次のことを本計画の基本とします。

- 1 町民の意見を反映した計画づくり
- 2 主体別の取組みを重視した計画づくり
- 3 行動推進のための計画づくり

また、本計画は、持続可能な循環型社会の構築をめざすため、環境施策の基本的な方向と取組みの枠組みを明らかにすることを役割とします。

- 1 本計画を環境関連計画の最上位に位置付け、他の施策・計画策定の際の基本とすべき計画とします。
- 2 町民・事業者・学校・行政のそれぞれの役割を規定します。

## 3 計画の目標期間

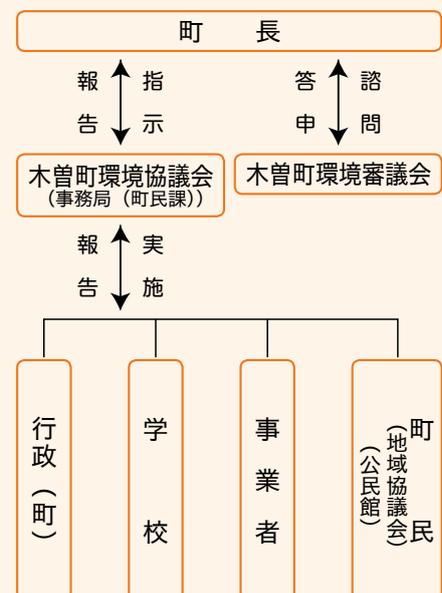
計画の目標期間は、平成25年度から平成29年度の5年間とします。

# 計画の推進体制

計画の推進に向けて、各施策の策定や事業計画を立案し、事業実施について各課や木曾町環境協議会等により積極的に行います。

木曾町環境審議会は町長からの諮問に応じ、環境の保全および創造に関する事項を調査し、審議します。また必要に応じて環境の保全・創造に関する基本的事項について町長に意見を述べます。

計画の進行管理を行うために行政評価や環境協議会等の事業実施状況により、目標の達成状況を評価します。



## 目標実現に向けた施策の基本方針

【環境像】 日本のふるさと、豊かな水と緑あふるる故郷・木曾

【テーマ】 大切に受け継いできた豊かな木曾の自然と恵みを次代(明日)へつなごう！

【環境の基本目標】	【環境の具体的目標】	【施策の基本方針】
I 地球環境を考え、循環型社会をつくる	① エネルギーを大切にしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネルギーの推進</li> <li>●自然エネルギーの導入の推進</li> <li>●人と環境にやさしいまちづくり</li> </ul>
	② ごみを減らそう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3Rの推進 ●エコライフの推進</li> <li>●ごみの適正処理</li> <li>●生ごみの堆肥化の推進</li> <li>●ごみに関する意識啓発</li> </ul>
	③ 身のまわりから有害化学物質を減らそう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有害化学物質に関する情報提供</li> <li>●有害化学物質の発生抑制</li> </ul>
II 自然を学び守り育てる	④ 里山の緑や生き物を守り育てよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里山の緑の保全</li> <li>●野生動植物などの生態系の保全</li> <li>●ペレットストーブや薪ストーブ等の普及</li> </ul>
	⑤ 水を大切にするまちづくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水資源の保全と湧き水の保全</li> <li>●河川、水路の水質浄化</li> </ul>
III 環境に配慮したまちづくり	⑥ 気持ちよく暮らせるふるさとしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな自然や里山が残るまち</li> <li>●愛着をもって生活できるまち</li> <li>●親水空間のあるまち</li> </ul>
	⑦ 安心して住み続けられる環境を確保しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境汚染の防止</li> </ul>
	⑧ 環境にやさしい農業を推進し、町内で生産された農産物を食べよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境にやさしい農業の推進</li> <li>●地元産農産物の食の推進</li> </ul>
IV みんなの力を合わせる	⑨ 身近な環境を住民が守り育てよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全活動の活性化</li> </ul>
	⑩ 環境教育は地域とともに進めよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境教育に関する人材・教材の整備</li> <li>●環境教育の計画的な実施</li> <li>●地域との連携の推進</li> </ul>
	⑪ みんなで環境について学ぼう・話そう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習機会の充実</li> <li>●環境情報の相互発信</li> </ul>

## ① エネルギーを大切にしよう

### 主に町民の取組み

- 地球温暖化などの環境問題の課題に対して、一人ひとりが自発的に省エネルギーに取組みましょう。
- 環境家計簿等を活用し、身近な省エネルギー運動に取組みましょう。
- 輸送の際のエネルギー消費を削減するため、地元産農産物を購入するよう心がけましょう。

### 町民・事業者の取組み

- マイバッグやエコ商品の利用、レジ袋削減、簡易包装、リサイクル活動への協力などで省資源化に取組みましょう。
- 冷暖房の適正な温度設定と家電製品の待機電力OFFなどの実践で、省エネルギーに取組みましょう。
- 省エネルギータイプの家電製品を購入するよう努めましょう。
- 徒歩と自転車、公共交通機関の利用に心がけましょう。
- 1 自動車を使用するときは、アイドリングストップなどを心がけ、省エネルギーに努めましょう。
- ノーマイカーデー当日は、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に心がけましょう。
- 2 公共施設を中心に事務所のLED化や太陽光発電、エコ住宅、薪ストーブなどの再生可能なエネルギーの導入に努め、自ら率先して省エネルギー化を実行しましょう。



### 主に事業者の取組み

- 低公害車の導入、低燃費車などへの切り替えに努めましょう。

## 知っていますか? ① 自動車の省エネルギー運転のこと

- ① 無駄な急発進はしない。
- ② アクセルを早めに離してエンジンブレーキを使おう。
- ③ エアコンの使用は控えよう。
- ④ タイヤの空気圧は適正にしよう。
- ⑤ 不要な荷物は降ろそう。
- ⑥ アイドリングはやめよう。
- ⑦ 暖気運転は適切にしよう。



## 知っていますか? ② 太陽光発電システム 設置補助制度のこと

平成 21 年度から住宅用太陽光発電システムを設置する方にその費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付しています。

[詳しくは木曾町役場町民課 (TEL 22-4281) まで。]

## ② ごみを減らそう

### 主に町民の取組み

- ごみステーションの美化に努めましょう。
- マイバッグを持参しましょう。



### 町民・事業者の取組み

- 3 Rを実践し、木曾広域連合で作成の「ごみ・リサイクルの分け方・出し方の手引き」で示したルールに基づき、正しい分別をしましょう。
- 不法投棄をしてはいけません。
- 木曾広域連合が行う、生ごみの堆肥化事業に積極的に参加しましょう。
- 4生ごみの堆肥化で、ごみの減量に努めましょう。
- エコライフに心がけましょう。
- グリーン購入（環境に与える負荷が小さいものを購入）を推進しましょう。

### 主に事業者の取組み

- 容器包装の削減に努めましょう。
- 事業所から出るごみの適正処理と減量に努めましょう。
- 循環型社会形成推進基本法に基づき、事業者としての責務を果たしましょう。

## 知っていますか? ③ 3 Rのこと

- ・Reduce (リデュース)  
ごみになるものは減らします。
- ・Reuse (リユース)  
ごみにせず、大切に繰り返し使います。
- ・Recycle (リサイクル)  
ごみではなく資源として捉えて、使い方を工夫します。



## 知っていますか? ④ 生ごみ処理機等の購入補助制度のこと

生ごみ処理機を購入いただいた世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。  
[詳しくは木曾町役場町民課 (TEL 22-4281) まで。]



## ③ 身のまわりから有害化学物質を減らそう

### 町民・事業者の取組み

- 身の回りの有害化学物質の情報を積極的に収集し、それを含む製品などを「買わない・使わない・捨てない」ようにしましょう。
- 家庭の植栽の管理には、農薬などに頼らない方法で行うよう努めましょう。

### 主に事業者の取組み

- 有害化学物質を発生するおそれのある製品は、作ったり売ったりしないように努めましょう。
- 有害化学物質対策に取組み、消費者への情報提供などを積極的に行いましょう。
- 農薬を販売する際には、適正な量や使用方法について周知しましょう。
- 建物の解体工事の際には、アスベスト関連法を守りましょう。

#### ④ 里山の緑や生き物を守り育てよう

##### 主に町民の取組み

- 落ち葉や刈り草を土づくりに活用しましょう。
- アレチウリ等の帰化植物の現状を把握しながら、計画的な駆除に努めましょう。

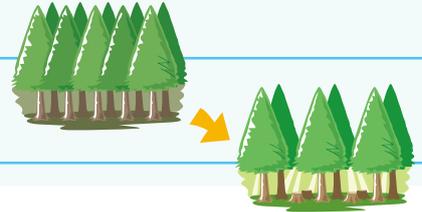


##### 町民・事業者の取組み

- 植栽などの緑化や、森林整備に参加しましょう。
- 環境美化に積極的に参加しましょう。
- 外来動植物は、所有者が責任を持って飼育・栽培し、自然界への放置はやめましょう。
- 薪ストーブ等の普及に努め、間伐材利用による薪供給システムを構築しましょう。

##### 主に事業者の取組み

- 5 森林整備計画及び森林経営計画に沿って林家、事業者と連携して里山の整備に努めましょう。



#### 知っていますか? 5 森林整備を怠ると



手入れの行き届かない里山には、サル、イノシシなどが出没し農作物の被害が発生するようになります。身近にある里山を守り、育てていくために何ができるかを、私たちは考え、実行していく必要があります。

#### ⑤ 水を大切にするまちづくりを進めよう

##### 主に町民の取組み

- 河川や湧き水等に親しみを持ち、その周辺の環境の美化・保全に努めましょう。



##### 町民・事業者の取組み

- 6 台所から発生する生ごみやてんぷら廃油等のリサイクルに努めましょう。
- 河川等の水質浄化のために、生活雑排水・事業排水の適正処理や下水道施設等の適切な維持管理と指導普及に努めましょう。
- 雨水利用について研究し、水資源の有効利用に努めましょう。

#### 知っていますか? 6 廃食油で石けんができること

廃食油と苛性ソーダを化学反応させて簡単に石けんを作ることができます。市販の石けんより泡立ちは良いとは言えませんが、洗浄力はほとんど変わらず油汚れ泥汚れ、食べこぼしや頑固な汚れもよく落ちます。

注) 苛性ソーダ強アルカリ性です。取扱いには十分注意しましょう。

## ⑥ 気持ちよく暮らせるふるさとにしよう

### 主に町民の取組み

- 農地を保全するため、遊休農地等の耕作放棄地の解消に努めましょう。
- 身近な河川や道路、集落周辺等の清掃活動などに参加するよう努めましょう。

### 町民・事業者の取組み

- 里山の保全のため、上下流交流による森林整備や獣害対策を進めましょう。
- 親水環境や水辺環境の保全に努めましょう。

### 主に事業者の取組み

- 過剰包装商品の撤去やマイバッグの推進などエコ商店を目指しましょう。
- 消費者に環境情報を提供しましょう。
- 消費者が買い物しやすい店舗作りに努めましょう。

## ⑦ 安心して住み続けられる環境を確保しよう

### 主に町民の取組み

- 仲間づくりや高齢者・子供に対する啓発など、環境汚染についての理解を深めましょう。

### 町民・事業者の取組み

- 環境への負荷をできるだけ低減するために生活排水の浄化やエコ活動など身近な環境の保全に努めましょう。
- ダイオキシン類発生のおそれのある野外焼却を防止しましょう。



### 主に事業者の取組み

- 自己の事業活動から生ずる環境への負荷を常に把握し、その抑制に努めましょう。
- 環境汚染の発生を防止するために、適切な措置を講じましょう。

## ⑧ 環境にやさしい農業を推進し、町内で生産された農産物を食べよう

### 主に町民の取組み

- 地域を絞りながら、開田高原のそばやカブ等の農産物の種の保存に努めましょう。
- 地元産農産物を優先的に購入しましょう。

### 町民・事業者の取組み

- 環境にやさしい農法でできた農産物を優先的に購入しましょう。
- 地域の協力を得ながら遊休地の活用を図りましょう。
- 食育に関する活動等により食育を推進しましょう。



### 主に事業者の取組み

- 地元産農産物を積極的に取扱い、地産地消に努めましょう。
- 農家、農業団体などは、土壌診断による適切な肥培管理や適切な病害虫発生予防を実施し、環境にやさしい栽培方法に努めましょう。
- 農家、農業団体などは、学校給食等への地元産農産物の提供に協力しましょう。

## ⑨ 身近な環境を住民が守り育てよう

### 主に町民の取組み

- 生態系の保全や循環型社会の実現を目指した環境保全活動に取り組みましょう。

### 町民・事業者の取組み

- 自分たちの住む町に愛着を持ち、主体的な環境保全活動を行いましょう。
- 「木曽町ポイ捨て禁止条例」を理解し、美しいまちづくりに努めましょう。

### 主に事業者の取組み

- 環境保全活動を実施する町民を支援するために、事業所施設や機材、人材の提供に努めましょう。
- 周囲の環境や景観に配慮した事業活動を行うよう心がけましょう。



## ⑩ 環境教育は地域とともに進めよう



### 主に町民の取組み

- 環境に取り組む住民団体などは、各学校と連携しながら活動を進めていきましょう。

### 町民・事業者の取組み

- 各学校と連携した環境保全活動を推進し、環境教育の充実に協力しましょう。

## ⑪ みんなで環境について学ぼう・話そう

### 町民・事業者の取組み

- 7 木曽町環境協議会等を中心に学習会や環境保全活動へ積極的に参加しましょう。
- ホームページや広報等により、環境情報を積極的に発信することにより、環境問題に対する問題解決に向けた取組みを進めましょう。

### 知っていますか? 7 木曽町環境協議会「エコネットきそ」について

木曽町環境基本条例に基づいて、個々に環境への取組みをしてきた地域の住民、企業等を結合させた自発的な環境保全活動に取り組むとともに、提言を行う実践組織として、環境保全を図っていく組織です。(木曽町環境協議会のホームページもあります)

### 木曽町環境基本計画 ダイジェスト版

■発行日 平成 25 年 9 月  
 ■発行者 木曽町

■編集 木曽町役場 町民課  
 〒 397-8588 木曽町福島 2326 番地 6  
 TEL 0264-22-4281 FAX 0264-24-3601

